

公的研究費の不正防止対策基本方針

令和3年10月21日改定
最高管理責任者決定

1. 公的研究費の運営・管理に関する責任体系を明確化し、研究所内外に周知・公表する。
2. 公的研究費の事務処理に関するルールや職務権限を明確化・統一化するとともに、教育や啓発活動により構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正発生要因を整理・評価する部署を設置し、実効性のある不正防止計画を策定するとともに、構成員を主体とした自主的な不正防止計画を実施する。
4. 公的研究費の適正な予算執行を行うため、業者との癒着防止対策、発注・検収業務権限の明確化、雇用管理や出張の把握・確認など、実効性のあるチェックが効くシステムを構築する。
5. 公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口の設置や説明会の実施により、構成員間の情報共有・共通理解を促進するとともに、公的研究費の運営・管理に関する体制や諸規程、不正防止対策の基本方針および不正防止計画、相談窓口や通報窓口について研究所内外に周知・公表する。
6. 公的研究費の不正使用を可能な限り減らすため、実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、不正発生要因に対応した重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。